

25. 明南町2丁目地区 地区計画(概要)

平成 28 年 2 月 22 日変更告示

区域の整備・開発及び保全に関する方針

名 称	明南町2丁目地区地区計画
位 置	明石市明南町2丁目の一部
面 積	約 1.6 ha
地区 計画 の 目 標	本地区は、JR山陽本線西明石駅より北東約1.3キロメートルに位置する。本計画は、戸建住宅の開発事業により形成される住宅市街地について、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するとともに、地域特性に応じた建築物を誘導し、より良い住宅市街地の維持・保全を図ることを目標とする。
土地 利用 の 方 針	良好な住宅市街地が形成されるよう、うるおいとゆとりある空間を創出する土地利用を図る。
地区 施設 の 整 備 の 方 針	開発事業により整備される道路や公園等の機能の維持・保全を図り、安全で快適な公共空間の形成に努める。
建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	周辺住宅地の住環境に配慮するとともに、うるおいとゆとりある市街地環境が形成されるように、建築物等の規制、誘導を図る。

地区整備計画

建築物等に関する事項	地区の細区分	名 称	住宅地区 A	住宅地区 B
	面 積		約 0.3 ha	約 1.3 ha
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限		次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 建築基準法（S 25.5.24 法律第201号）別表第2（い）の項に掲げるもの （※第1種低層住居専用地域に建築できるもの）	
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度		110 平方メートル	
	壁面の位置の制限		1) 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、0.6 メートル以上とする。 2) 前項の規定に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次の各号の一に該当する場合については前項の規定は適用しない。 ① 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が、3 メートル以下であること。 ② 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが、2.3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であること。	
	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度		—	12 メートル
	建 築 物 等 の 形 態 若 し く は 意 匠 の 制 限		屋根、外壁等の色彩は良好な居住環境にふさわしい落ちついたものとする。	
	垣又はさくの構造の制限		道路に面するブロック塀等の高さは、1.2 メートル以下とする。ただし、次の各号の一に該当する場合については適用しない。なお、高さの基準点は、宅地の地盤面とする。 1) 門及び長さが 2 メートル以下の門の袖壁 2) 透過性のある生垣及びさく等	

「区域、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」